

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大磯町長 池田 東一郎

市町村名 (市町村コード)	大磯町 (143413)
地域名 (地域内農業集落名)	西小磯地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 7 日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、町道幹線16号線の南北で農地の状況が異なり、南側は平場であり区画整理されている農地が多く、主に露地野菜が栽培されている。北側は山間部となっており、主に果樹や米が栽培されている。西小磯地区全体としては、野菜、果樹、花き、お茶等、多様な作目が栽培されている。

野菜や花き、お茶、マコモダケ、鶏卵等を生産する新規就農者が存在するものの、担い手は減少傾向になっており、町道幹線16号線の南北の農地の特性に合わせて地域外からの担い手の受け入れが必要になっている。また、耕作者の農地が分散錯雑の状態があり、農地の集約化等による農作業の効率化に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基本的には、現在と同様に、野菜や果樹、米を主要な作物とし農地の維持に取り組んでいく。町道幹線16号線の北側においては、果樹や米を中心に、新規就農者が取り組んでいる花きやお茶の栽培を拡大していく。比較的条件の良い南側においては、野菜を中心に栽培する。

耕作できなくなる農地の貸借を推進し、新規就農者のほか、地域外からの担い手の受入れを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後、規模縮小・離農により耕作不能となる農地については、農地貸借を進め引き受け意向のある担い手への集約化等を図る。現状維持を希望する担い手については、継続して農地を利用してもらう。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、規模縮小・離農により耕作不能となる農地については、農地中間管理機構に貸し付け、農地の集約化等に取り組んでいく。農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用している貸借契約は、期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手の育成については、現在の新規就農者を中心に町及び県、JAと連携し営農を支援していくほか、地域外からの担い手を受け入れに、町及び県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				